昭和四三年三月四日付民事甲第三七三号民事局長通達

明治五年式戸籍（壬申戸籍）の閲覧等については、本年一月十一日付民事甲第一〇号当職通達をもつて指示したところであるが、今後は左記の取扱いによることとしたので、管内支局長及び市区町村長にこの旨周知方取り計らわれたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（一）明治五年式戸籍については、閲覧の請求に応じないこと。

（二）右の戸籍についての謄本、抄本又は記載事項証明書は、現行の戸籍記載事項に相当する事項についてのみ作成すること。